

「税額控除」実現のお知らせ！

個人の方から当財団へのご寄付は、平成23年9月16日付で税額控除も受けられるようになりました。

- 所得控除と有利な方を選べます。
- 平成23年4月1日以降のご寄付に遡って適用されます。

なお、当財団へのご寄付に関する税制優遇措置は以下のとおりです。

個人によるご寄付

1. 所得税

(1) 所得控除または (2) 税額控除が受けられます。

(1) 寄付金の合計額（※）から2千円を差し引いた金額が寄付者の年間所得から控除されます。

(2) 通常の所得税額から税額控除分（〔寄付金合計額-2,000円〕×40%）を差し引いた金額が最終的な納税額となります。税額控除額は所得税額の25%が上限額です。

※他の公益法人、認定NPO法人等へのご寄付と合算されます。

$$\text{所得控除} \quad \left(\text{所得金額} - \text{所得控除額} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

(寄付総額-2,000円)

$$\text{税額控除} \quad \left(\text{通常の所得税額} - \text{税額控除額} \right) = \text{最終税額}$$

(寄付総額-2,000円) × 40%

(1)、(2) とともに控除の対象となる寄付金額は、総所得金額等の40%が限度です。

(1)、(2) どちらの場合にも税務署で確定申告を行ってください。

確定申告の際には当財団が発行した領収証、(税額控除を受けられる場合は) 税額控除証明書を添付してください。

2. 住民税

お住まいの自治体（都道府県、市区町村）がその条例で指定した寄付金は、個人住民税の税額控除を受けられます。お住まいの自治体にお問い合わせください。（全国一律ではありませんのでご注意ください）

$$\begin{aligned} \text{控除額} &= [\text{寄付額}-5,000\text{円}] \times 4\% \text{ (都道府県民税)} \\ &\quad [\text{寄付額}-5,000\text{円}] \times 6\% \text{ (市区町村民税)} \\ &\text{(上限=所得の30\%まで)} \end{aligned}$$

3. 相続税

相続により受け継いだ財産をご寄付いただいた場合、その財産には相続税が課税されません。相続税の申告期限は「被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内」とされています。証明書発行が必要となりますので、お早めにご相談ください。

4. 遺贈

遺言によってご自身の遺産を特定の個人・団体等に分け与える「遺贈」についても、3と同様、非課税扱いとなります。

法人によるご寄付

一般の損金算入限度額とは別枠で、損金算入することができます。

$$\begin{aligned} &\text{一般の寄付金に係る損金算入限度額} \\ &\quad (\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 2.5\%) \times 1/2 \\ &\text{プラス} \\ &\text{公益財団法人への寄付金に係る損金算入限度額} \\ &\quad (\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 5\%) \times 1/2 \end{aligned}$$